

科研費の使いやすさの向上、効果的な使用のための取組について



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

研究事業部 研究事業部長

長澤 公洋

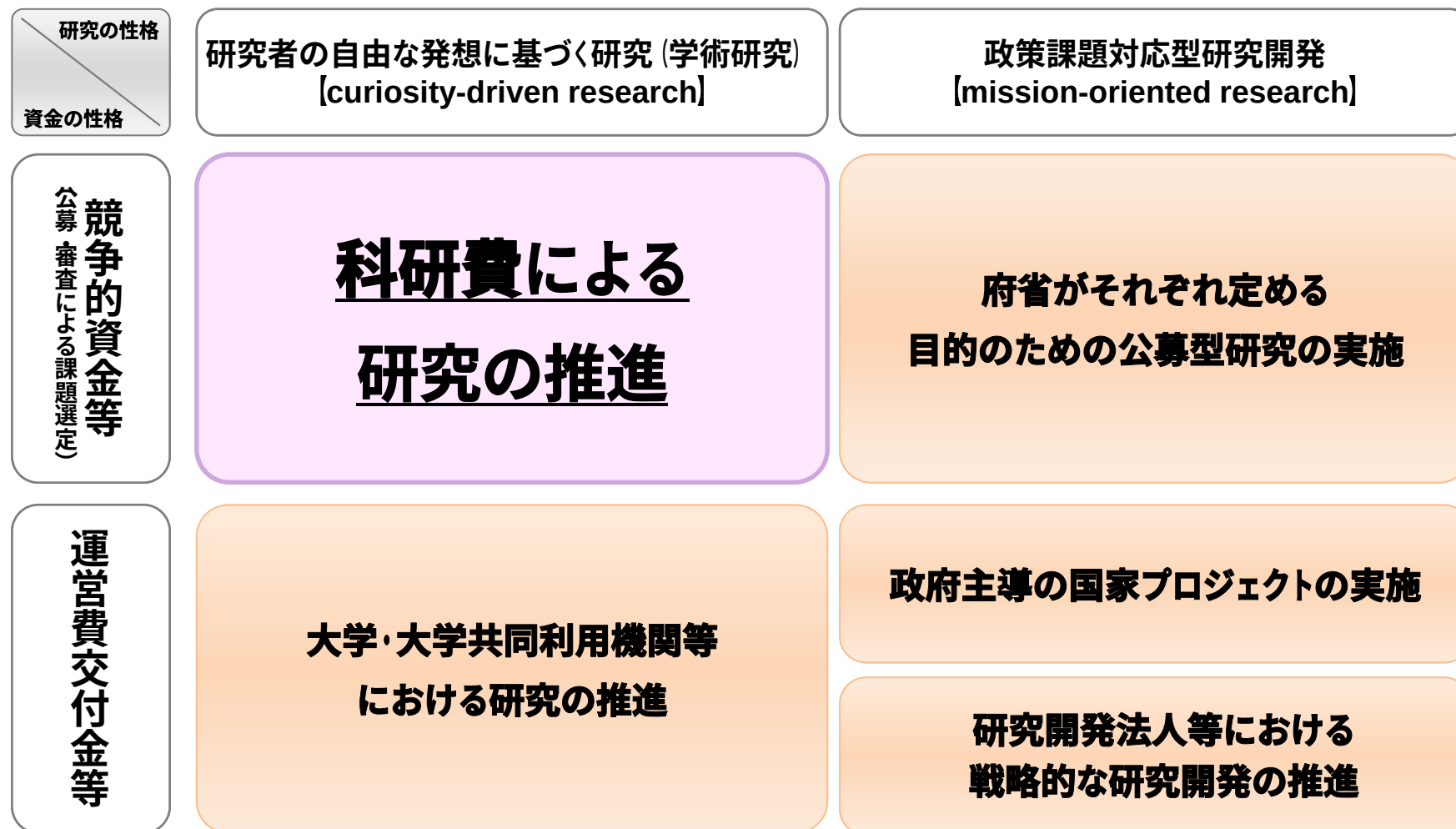
平成29年1月23日

【説明内容】

- 1.科研費制度の概要**
- 2.科研費の基金化について**
- 3.科研費における研究費の不正使用の
防止について**
- 4.科研費改革の概要について**

1. 科研費制度の概要

我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置づけ



※科研費は、研究者からの研究計画の申請に基づき、厳正な審査を経た上で採否が決定されます。このような研究費制度は「競争的資金」と呼ばれています。

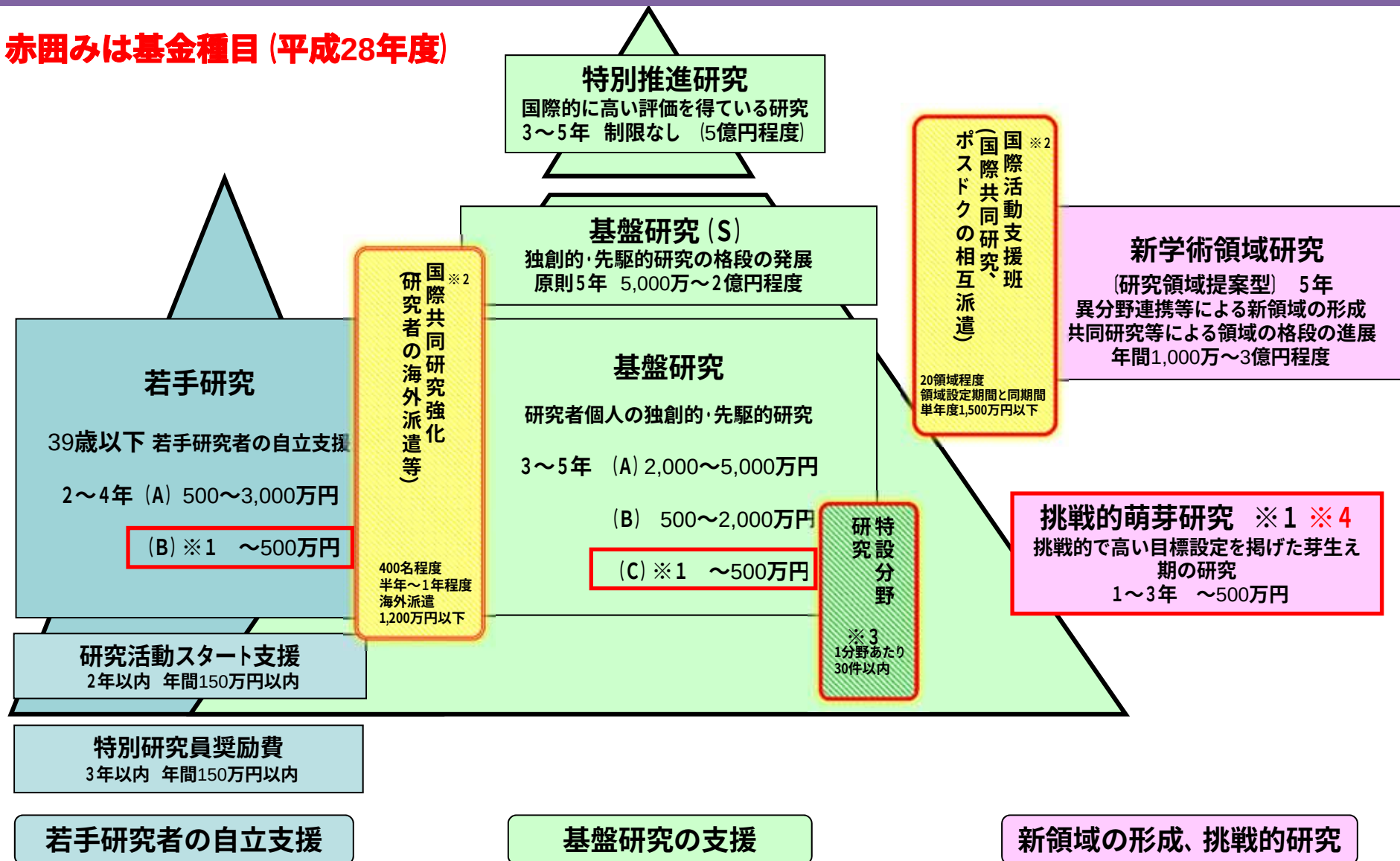
科研費は、政府全体の競争的資金の約5割以上を占める我が国最大規模の研究助成制度です。(平成28年度予算額2,273億円)

科研費の特徴

- 基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な「**学術研究 (研究者の自由な発想に基づく研究)**」を支援
- 人文学、社会科学から自然科学までの**すべての研究分野**が対象
- 複数の研究者による審査 (ピアレビュー) による公正で**透明性の高い審査・評価システム**を構築
- 研究計画遂行上必要な場合、可能な限り**研究費の使途を制限しない柔軟性を確保**
- 研究費は研究機関において管理する「**機関管理**」により、適正な執行を確保
- 不正使用・不正行為に対しては、**研究費の返還、一定期間の応募資格停止**など厳格に対応

科学研究費助成事業の研究種目

赤囲みは基金種目 (平成28年度)



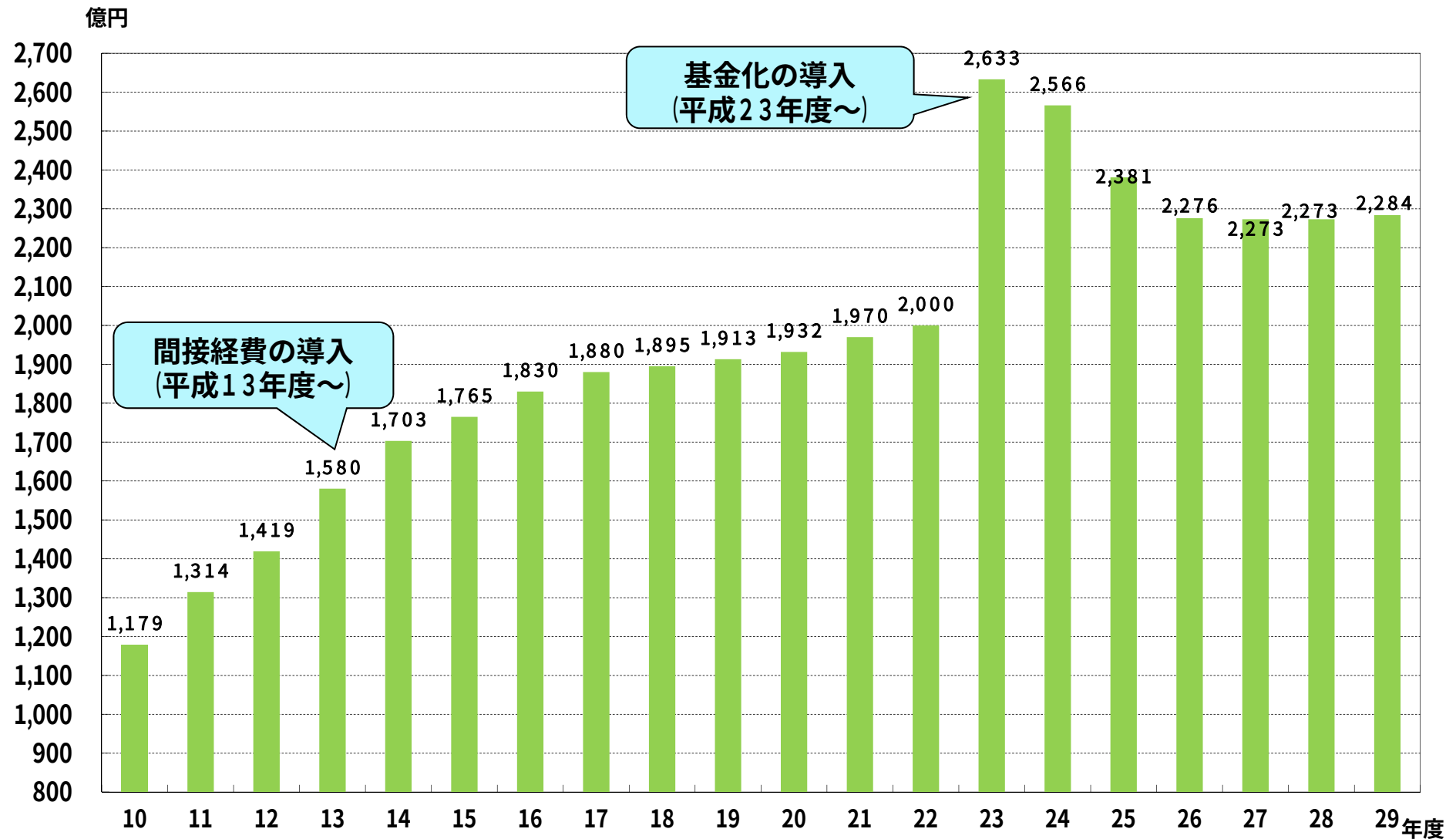
※1・・・平成23年度より基金化した研究種目

※2・・・「国際共同研究加速基金」として平成27年度より基金にて予算措置

※3・・・「特設分野研究基金」として平成27年度より基金にて予算措置 (審査は「基盤研究(B, C)」の審査区分として実施し、研究期間は応募年度により応募可能な期間が異なる)

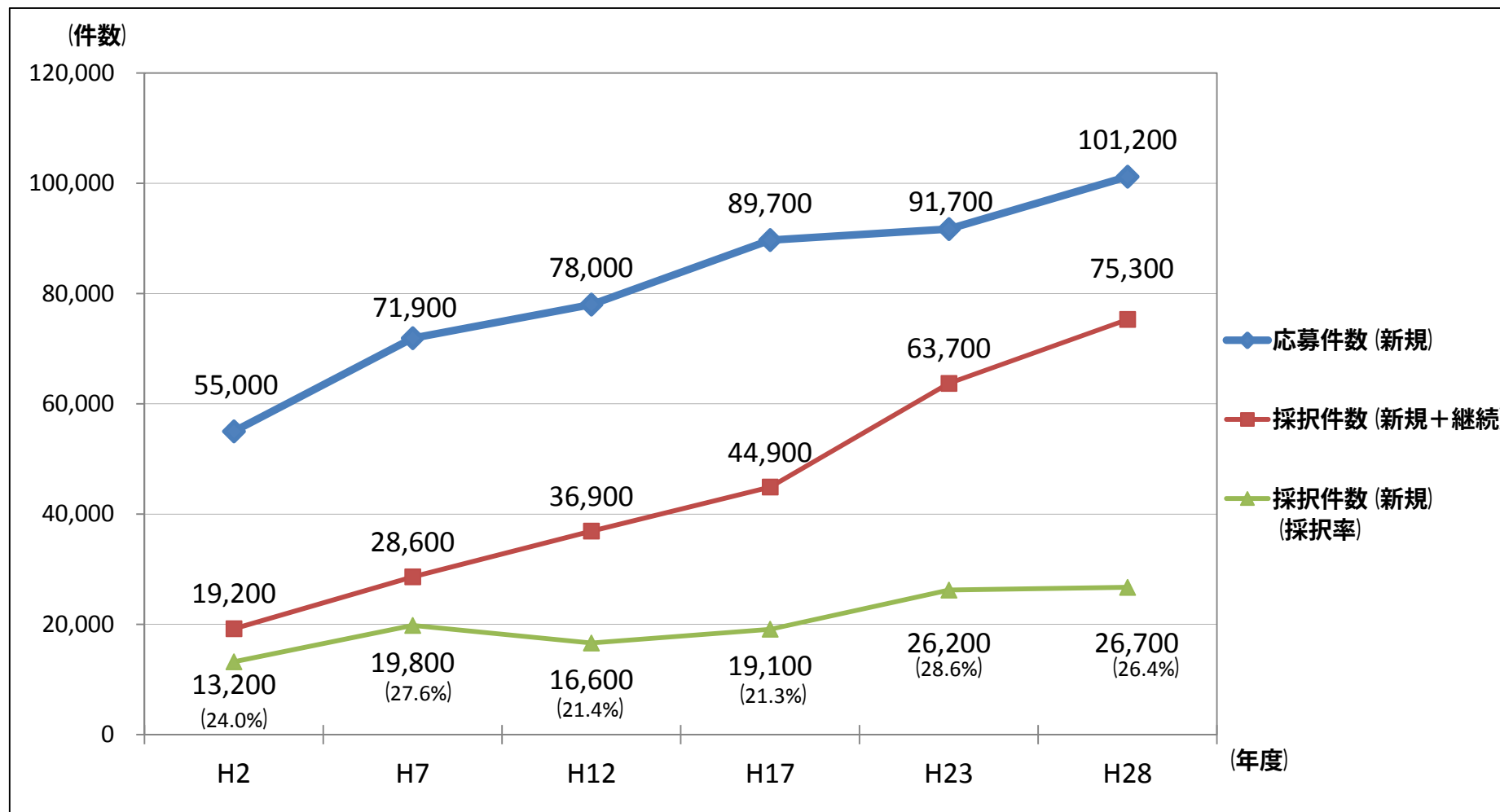
※4・・・平成29年度より、挑戦的萌芽研究を見直し、新たな研究種目「挑戦的研究(開拓・萌芽)」を創設

科研費の予算額の推移



- ※ 予算額は、当初予算額を計上。
- ※ 平成29年度の数値は予算案。

「科学研究費」の応募件数、採択件数、採択率の推移



- 「科学研究費」：科研費のうち、特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援及び奨励研究を指します（平成28年度）。
- 上のグラフは、奨励研究を除く科学研究費について集計しています。平成28年度は、特設分野研究も除く。

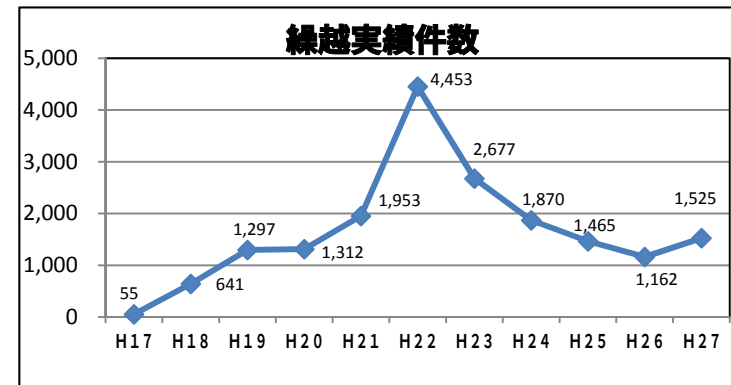
2. 科研費の基金化について

科研費の主な制度改善例

研究者、研究機関等の要望を踏まえた科研費の柔軟な使用に向けた改善例

○ 繰越制度の導入 (平成15年度)

- 申請書類、手続きを簡素化 (平成21年度)
- 電子申請システム対応 (平成25年度)



(※)平成22年度は東日本大震災の発生に伴う追加受付分を含む。

○ 実績報告書の提出期限の延長 (平成18年度)

- 実質的に年度末までの使用が可能となるよう実績報告書の提出期限を4月末から5月末まで延長

○ 費目間流用の制限緩和 (平成20年度)

- 変更できる割合を直接経費の総額の30%から50%に引き上げ

○ 合算使用の制限緩和 (平成20年度)

- 科研費と使途の制限のない他の経費との合算使用を可能に

○ 複数の科研費の合算による共用設備購入 (平成24年度)

科研費への「基金化」導入について①

◎「基金化」の導入（平成23年度～）

年度にとらわれずに研究費の使用ができるよう、平成23年度から日本学術振興会に基金を創設しました。基金化した種目（※）では、複数年間の研究期間全体を通じた研究費が確保されているため、研究費の柔軟な執行が可能となりました。

※平成28年度における基金化の主な対象種目

- ・「基盤研究 (C)」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究 (B)」[平成23年度～]
- ・国際共同研究加速基金、特設分野研究基金 [平成27年度～]

【基金化のメリット】

◆研究の進展に合わせた研究費の前倒し使用が可能になりました。

次年度以降に使用する予定だった研究費を前倒しして請求することにより、研究の進展に合わせた研究費の使用が可能です。

◆事前の繰越手続きなく、次年度における研究費の使用が可能になりました。

研究者は会計年度を気にかけることなく研究を進めることができ、未使用分の研究費については、事前の繰越手続きなしに次年度以降に使用することができます。

◆年度末の会計処理を意識することなく、研究を進めることが可能になりました。

会計年度による制約がなくなるため、前年度に発注した物品が翌年度に納品されることになっても構いません。

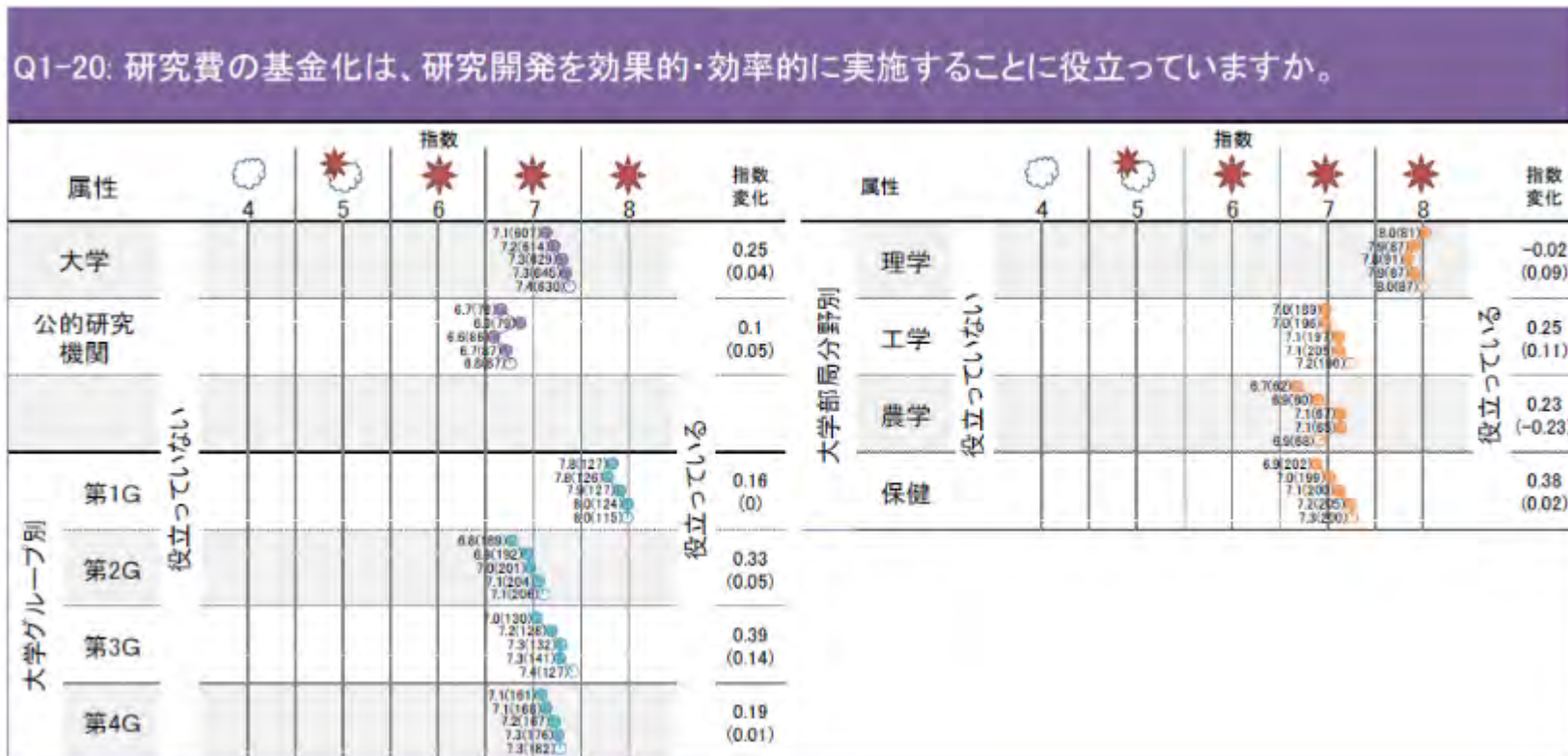
科研費への「基金化」導入について②

【基金化による研究費の使用イメージ】



基金化に対する評価①

科研費制度は、科学技術・学術政策研究所が実施している「科学技術の状況に係る総合的意識調査 (NISTEP定点調査2015)」において、**研究者・有識者から高い評価を得ています (本調査中最も高い評価)**。



(Q1-20,研究費の基金化)

- 充分度を上げた理由としては、「自由度が増し、不測の事態に対応できる」、「過去3年の経験から、基金化による年度末の無駄な出費・労力を軽減できることを経験」「年度ごとの予算の使い切りを気にしなくてよいため、研究期間内でフレキシブルな運用ができる」が挙げられる。
- 指数値は大学で7.4ポイント、公的研究機関で6.8ポイントであり、NISTEP定点調査2011から引き続いてNISTEP定点調査の質問の中で一番高い値となっている。

出典:「科学技術の状況に係る総合的意識調査 (NISTEP定点調査2015) 報告書」 (<http://www.nistep.go.jp/archives/26419>)

基金化に対する評価②

- 基金分の交付を受けた研究代表者及び当該代表者が所属する研究機関に対し、文部科学省が平成24年度に実施した「科研費の基金化の効果等に関する検証」と題するアンケート調査によると、基金化のメリットとして、研究代表者や研究機関から次のような意見が出された。

【研究者】

- ・予算の基金化は、これまでの科研費が持っていた多くの不満を解消する画期的な制度だと思う。これによって研究の進展の中で生まれたアイデアや発見を大きく活かすことができるようになった。
- ・研究は、当初予定した通りに進行しない。ついては予算の執行も実験状況によって、変動するものである。基金化して運用できる今の状況は自然である。
- ・基金化による様々なメリットにより、研究に割くことのできる時間が増えたのが一番のメリットである。
- ・年度末の使い切りがなくなったので、無駄な予算消費がなくなったのは多くの研究者が感じているメリットかと思う。

【研究機関】

- ・研究計画の変更に応じて、研究費を次年度に回し、翌年度分と合算して必要な設備等を購入することが可能となり、研究者にとってメリットがある。
- ・研究協力事務担当者にとっては補助金と違い、年度末の予算残高管理がなくなり、繰り越し手続きが不要になった。

「調整金」枠の導入について

「調整金」の特徴

- 平成25年度予算において、基金化されていない科学研究費補助金部分の使い勝手を向上させるため設定。
- これにより、研究費の「前倒し使用」、一定要件を満たす場合の「次年度使用」が可能。
- ※ 研究費を次年度に持ち越して使用する場合、まずは繰越しによって対応することが基本。



前倒し使用

当該年度の研究が加速し、次年度以降の研究費を前倒して使用することを希望する場合には、当該年度の調整金から前倒し使用分の追加配分を受けることが可能。

次年度使用

研究費を次年度に持ち越して使用する場合、まずは繰越制度によって対応することが基本。ただし、繰越制度の要件に合致しない場合や繰越申請期限以降に繰越事由が発生した場合、これを一旦不用として国庫に返納した上で、次年度の調整金から原則として未使用額全額を上限として配分を受け、使用することが可能。

※詳細は文科省HP (http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1330870.htm) を参照

科研費制度に対する評価

科研費制度は、科学技術・学術政策研究所が実施している「科学技術の状況に係る総合的意識調査 (NISTEP定点調査2015)」において、**研究者・有識者から高い評価を得ています。**

Q1-19: 科学研究費助成事業(科研費)における研究費の使いやすさ(例えば入金の時期、研究費の年度間繰越等)の程度はどのように思いますか？



(Q1-19,科研費の使いやすさ)

- 充分度を上げた理由としては、「年度間繰り越しが円滑に行われるようになった」、「基金化により使い勝手が改善」、「研究に集中できるように負担を減らす工夫が進んでいると感じる」、「研究費の年度間繰越は、無駄の無い研究を進める上で、とても役立っている」が挙げられる。
- 科研費の使いやすさについての質問では、NISTEP定点調査2011時点と比べて指数(充分度を1～10 に指数化した値)が大きく上昇し、NISTEP 定点調査2015 時点では、使いやすさにほぼ問題は無いとの認識が示されている。

出典:「科学技術の状況に係る総合的意識調査 (NISTEP定点調査2015) 報告書」(<http://www.nistep.go.jp/archives/26419>)

3.科研費における研究費の不正 使用の防止について

不正使用等の防止に関する取組

ガイドライン策定の経緯

- 平成18年12月：「研究費の不正対策検討会」（科学技術・学術政策局長決定）において、「研究費の不正対策検討会報告書」を取りまとめ
- 平成18年8月：**総合科学技術会議**において、「**公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）**」を策定
- 平成19年2月：**文部科学省**において、「**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）**」を大臣決定、通知。

不正使用等を引き起こす要因

1. 研究者の意識の問題

- 自ら獲得した研究費＝自分のお金であるという誤った認識
- 研究遂行の為に不正もやむを得ず
- 公金であるという基本認識の欠如

2. 研究機関の組織の問題

- 機関内の責任体系
 - 機関内ルール
 - 不正防止推進部署の設置
 - 発注・検収のチェックシステム
 - 内部監査・モニタリング
- 等が不十分

3. 競争的資金等の制度・運用に関する問題

- 研究費の柔軟かつ効率的な執行が必要
 - ・単年度会計主義
 - ・繰越、費目間流用制限
 - ・制度間で異なるルール

不正使用等の防止に向けた取組

不正者に対する罰則の強化等

- **不正者に対する罰則の強化等**
 - ・応募資格停止の措置（最大5年間）〔科研費,H15〕
 - ・機関管理の義務づけ〔科研費,H16〕
 - ・文部科学省の応募資格停止の一斉適用〔文科省,H16〕
 - ・府省共通の応募資格停止の一斉適用〔関係府省,H17〕
 - ・**府省共通の応募資格制限期間の厳罰化**〔関係府省,H24〕
 - ・**研究者氏名を含む不正事案の公表**〔文科省,H26〕

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の策定(H19.2)〔文科省〕 **※H26年2月に改正**

- ガイドラインに基づく**研究機関の体制整備状況の確認**
 - ・機関に対し、体制整備の実施状況報告書の提出を要請
 - ・分析結果報告書の作成・公表
 - ・現地調査の実施（H24:14機関、H23:61機関、H22:65機関）
- 研究機関の事務担当者に対する研修会**を毎年開催
- 履行状況調査**（H27:53機関、H26:54機関、H25:36機関、H24:18機関）
- 機動調査**（H27:1機関）
- フォローアップ調査**（H27:2機関）
- 特別調査**

競争的資金の制度改革に向けた取組

- 平成23年度科学・技術施策重要アクション・プラン**〔CSTP+関係府省〕
 - ・繰越手続きの簡略化・弾力化
 - ・費目の統一化
 - ・費目間流用制限の緩和
- 科学研究費助成事業の一部基金化**〔科研費、H23～〕、**調整金の導入**〔科研費、H25～〕
 - ・単年度会計の制約を無くし、複数年度にわたり柔軟な執行が可能な基金化を実現
 - ・研究費の前倒し使用や次年度使用を可能にする「調整金」を導入

科研費における不正防止のための主な取組

- **応募資格を一定期間停止する措置の導入 (平成15年度～)**
 - ・ 不正使用等を行った者へのペナルティ (平成15年度導入、平成25年度以降厳罰化)
 - ・ 不正行為を行った者等へのペナルティ (平成19年度導入)
- **機関管理の義務化 (平成16年度～)**
 - ・ 研究機関による科研費の管理について、雇用契約、就業規則、個別契約等で規定
 - ・ 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
 - ・ 研究機関における交付件数に対する一定割合 (概ね10%) 以上の内部監査の実施
- **不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出 (平成18年11月28日)**
 - ・ 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
 - ・ 科研費の経費管理責任者の登録を義務化
 - ・ 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
 - ・ 文部科学省及び日本学術振興会による実地調査の実施
 - ・ 研究機関に対するペナルティ(間接経費の減額査定等)の導入 等
- **「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト※」の提出を応募要件化 (平成20年度公募分～)**

※平成22年12月に現名称に変更
- **不正使用、不正行為が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表 (平成26年度公募分～)**
- **「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」の改正に基づき、研究機関における体制整備の不備や不正事案の調査報告の遅延による間接経費の削減を導入 (平成26年度～)**
- **科研費電子申請システムによる交付申請時等に、適正な研究費の使用、研究活動の公正性の確保等に関するチェックリストの確認を義務付け (平成26年度～)**
- **「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」の提出を応募要件化する予定 (平成29年度公募分～)**

不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限等について

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとした。

なお、私的流用の場合の10年等、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降（継続課題も含む）で不正使用を行った場合に適用する。

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、 10年
	私的流用以外で ①、社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ②、①及び③以外の場合、2～4年 ③、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、嚴重注意を通知する。

(参考) 内閣府HP：<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

【不正事案の公表について】

平成26年度以降の文部科学省関連の競争的資金制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を文部科学省のHPにおいて公表する。**

4.科研費改革の概要について

科研費改革の見通し

－研究種目・審査システムの見直し等－

助成年度 研究種目	平成29年度 (平成28年9月公募)	平成30年度 (平成29年9月公募予定)	平成31年度 (平成30年9月公募予定)
特別推進研究	研究種目の見直し (挑戦性の重視、受給回数制限 等)	新制度へ移行	
新学術領域研究	平成32年度助成以降の制度改革に向け、研究種目の見直し		
基盤研究 (S)	新たな審査システム へ移行	大区分 + 総合審査	新たな審査システムへ移行
基盤研究 (A)		中区分 + 総合審査	
挑戦的研究		中区分+総合審査 先行実施	
若手研究 (A) (※) 平成30年度助成から 「基盤研究」種目群等へ統合予定		研究種目の見直し (若手研究者を対象とした採択調整 等)	
基盤研究 (B)	審査システムの詳細設計	小区分 + 2段階 書面審査	新制度へ移行
基盤研究 (C)			
若手研究 (B) (※) 平成30年度助成から名称を 「若手研究」とする予定			

注) 人文社会・理工・生物等の「A」単位で審査を行っている大規模研究種目(「特別推進研究」、「新学術領域研究」)の要区分は基本的に現行どおり実施される予定。

「科研費審査システム改革2018」の概要

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、
多様かつ独創的な学術研究を振興する

現行の審査システム（平成29年度助成）

**最大400余の細目等で
公募・審査**

細目数は321、応募件数が最多の
「基盤研究（C）」はキーワードにより
さらに細分化した432の審査区分で審
査。

基盤研究（S）
基盤研究（A）
（B）
（C）
若手研究（A）
（B）

- ・ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- ・書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成29年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用するとともに「総合審査」を先行実施。

「分科細目表」
を廃止

新
た
な
審
査
シ
ス
テ
ム
へ
移
行

新たな審査区分と審査方式 平成30年度助成（平成29年9月公募予定）～

大区分（11）で公募
中区分を複数集めた審査区分

基盤研究（S）

中区分（65）で公募
小区分を複数集めた審査区分

基盤研究（A）
挑戦的研究

小区分（306）で公募
これまで醸成されてきた多様な
学術に対応する審査区分

基盤研究（B）
（C）
若手研究

「総合審査」方式－より多角的に－
個別の小区分にとらわれることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。
※基盤研究（S）については、「審査意見書」を活用。

- ・特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。
- ・改善点（審査コメント）をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

「2段階書面審査」方式－より効率的に－
同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

- ・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。
- ・会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

注）人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究」）の審査区分は基本的に現行どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

※詳しくは、文科省HPをご確認ください。http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1380674.htm

科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について

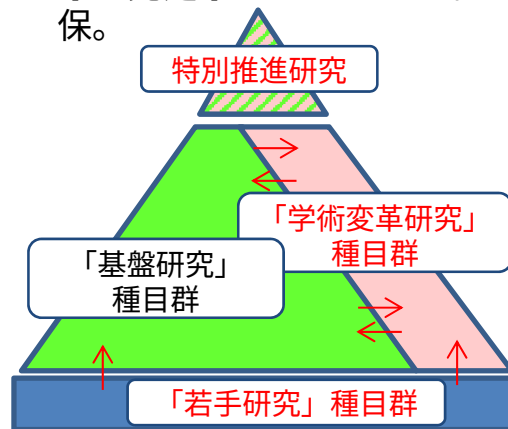
(平成28年12月20日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

1. 日本の研究をめぐる危機

- 我が国の学術研究にとって、**新たな知の開拓に挑む「挑戦性」の追求が最重要課題**。
 - しかし、近年、以下のような問題が顕在化。
 - ・研究者の自由な**ボトムアップ研究をめぐる環境が劣化**（基盤的経費の縮減、研究時間の減少など）。
 - ・短期的な成果を目指した研究が増加する一方、**長期的視点に立った挑戦的な研究が減退**。
 - ・軌を一にして、日本の論文生産の順位などにおける存在感の低下（過去10年でTop10%論文数 4位→10位）。
- ⇒ **学術研究を支える唯一の競争的資金である科研費により、**学術の枠組みの変革・転換を志向**する挑戦的な研究を積極的に支援**。学問の「たこつぼ化」を是正する**審査システム改革との一体的な見直し**を推進。

2. 研究種目の見直し

- 「基盤研究」種目群を基幹としつつ、相補的な**「学術変革研究」種目群等を再編・強化**し、新たな体系へ。
- **各種目の性格に応じた採択率・充足率のバランス**を確保。



3. 今後の検討課題

- 分野間の資源配分や審査負担の在り方について検討。
- 「新学術領域研究」の見直しについて平成32年度助成を目標に検討。

(1) 「挑戦的萌芽研究」の見直し

- 学術に変革をもたらす大胆な挑戦を促すため、現行の「挑戦的萌芽研究」（～500万円）を発展させ、**より長期的かつ大規模な支援を可能化**。
- ⇒ 新種目**「挑戦的研究」（～2000万円）を創設**。【平成29年度助成から】
- …論文等の実績よりも**アイディアの斬新性等を重視**。
 - …大括り化した審査区分の下、**合議を重視した「総合審査」**を先行実施。
 - …真に挑戦的な**研究課題を厳選**、その実行を担保する**十分な資金を配分**。
 - …計画の柔軟な変更を可能とするため、**基金制度を適用**。

(2) 「若手研究」の見直し等

- オープンな場での切磋琢磨を促すため、大型の**「若手研究（A）」を「基盤研究」に統合**。【平成30年度助成から】
- 若手の基盤形成を幅広く支援するため、小型の**「若手研究（B）」を充実**。
- **研究者としての独立に必要な研究基盤整備のため、所属機関と連携した重点支援の仕組みを新設**。
- 「若手研究」の応募要件を博士号取得後**8年未満の者**に変更。
- 上記の取組を中心に**「若手支援プラン」を策定**。

(3) 「特別推進研究」の見直し

- 「挑戦性」を一層重視し、助成対象の**新陳代謝を促進**（同一研究者の複数回受給を不可に）。【平成30年度助成から】